

全員協議会次第

令和4年1月11日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
郡司事務局長
2. 挨拶
小松議長
3. 協議事項
 - (1) 住民税非課税世帯臨時特別給付金について
 - (2) 国の補正予算等に係る町の対応の検討状況について
4. その他
5. 閉 会 (10:27)
山口副議長

令和4年1月11日（火）

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 吉村美津子
議員 桃園典子
議員 林善美
議員 落合信夫
議員 本名洋
議員 細谷光弘
議長 小松伸介

議員 鈴木淳
議員 内藤美佐子
議員 細田三恵
議員 菊地浩二
議員 増田磨美
議員 井田和宏
副議長 山口正史

欠席議員

なし

説明者

福祉課長 三室茂浩
福祉課
福祉庶務
担当主幹 小林孝美
財政
デジタル
推進課長 西島脩平

福祉課長 西山大介
福祉課
福祉支援
担当主任 滝澤司

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行

事務局
書記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、改めて新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日も早朝から全員協議会ということでお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。また、昨日は三芳町でも成人式ということで、403名の新成人が誕生したというか、ということで、多分参加された方は300人いくかいかないかぐらいかなというふうに思いますけれども、大変すばらしい成人式でございました。新しい新成人の皆さんが、これからの社会を担っていくのだなとひしひしと感じたところでもございます。

また、本日は全員協議会ということで、協議事項は幾つかございますが、先日議運の皆さんはお話があったというふうに思いますけれども、こういった今日は説明の場ということで設定をさせていただいております。専決される内容でもあるということで、担当の皆様にはお忙しいところご足労いただきまして、大変にありがとうございます。ご説明いただいた内容に対しまして確認をしてみたいというふうに思いますので、今日も慎重審議お願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎住民税非課税世帯臨時特別給付金について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、早速協議事項のほうに移らせていただきます。その前に、飲料水の持込みと飲用を許可したいと思います。

では、早速協議事項（1）、住民税非課税世帯臨時特別給付金についてということで、福祉課の皆様にお越しをいただいております。説明のほうよろしくをお願いいたします。課長のほうからで。

福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 皆さん、おはようございます。本日、今議長からもお話があったように、住民税非課税世帯臨時特別給付金について説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日出席者は、副課長の西山、それから庶務担当主幹の小林、それから支援担当の主任の滝澤です。以下、着座で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

冒頭ですが、大変申し訳ございません。修正がございまして、修正のほうの資料を御覧いただきながらの説明をさせていただきたいと思います。細かい部分は、その場で説明させていただきますが、主には予算、

総額は変わらないのですけれども、費目のちょっと入り練りがありまして、その部分が直前になって修正をちょっとかけさせていただいたということで、後ほど説明させていただきます。

それでは、資料の1番のところ、目的のところからお話をさせていただきますが、この給付金は国のほうで新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方に対し速やかに生活、暮らしの支援を行うというような制度になっております。2番、3番については、資料、国のほうの資料を御覧いただきたい。内閣府のチラシみたいなものがございまして、こちらのほうが分かりやすいと思うので、そちらのほうを開いていただければと思います。よろしいでしょうか。

まず、2つ、対象者がカテゴリーがありまして、1つは世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯の方に10万円を給付すると、それからもう一つは令和3年1月以降の収入が減少して、住民税非課税相当の収入になった世帯、以下家計急変世帯というふうに呼ばさせていただきます。申請方法については、基本的に非課税のほうは、これは申請ではなくプッシュ型給付ということで、こちらのほうから対象者を抽出して確認書という書類を送らせていただきます。この確認書においては、幾つかあるのですけれども、確認する内容としては主に振込先です。これは、おとしやった特別定額給付金、住民全員に給付した。あの振込先でよいかどうかという確認です。それから、そのほか世帯全員が非課税であるとか、それから課税者からの扶養を受けている世帯ではないと。要するに全員が課税者からの扶養を受けているというわけではないということの確認であるとか、そういったものの確認をいたします。一方で、住民税非課税世帯相当という家計急変者については、こちらは申請が必要なので、申請の上、審査が必要になります。

めくっていただいて、次のページ、チラシです。今申し上げたようなことが書いてあります。まず、1番、住民税非課税の方については、給付内容確認事項が書かれた確認書を送付するので、それが届いたら中身を確認して、返信してくださいということで、確認事項は今申し上げたとおりでございます。それから、1月2日以降転入した場合なんかだと税情報が前住地になっていますので、そういった場合については個別に対応していくということになっております。基本的には、この確認書を送付する基準日は、ここに書いてあるとおり、令和3年12月10日です。この段階で住民登録のある方にそれぞれの市町村が確認書を送付するというようなことになっています。ですので、住民税の関係と、この住民登録の関係と2つあるので、いろいろ出てくると思うのですが、その都度そこは個別に対応させていただくということになります。

それから、2番、家計急変世帯については、これはもう申請が必要ということで、その期間が今年の9月30日までの申請になるのですが、この間で非課税相当となった状態が1か月でもあった場合は申請する権利があるというようなところで、細かいことについてはこちらのほうで審査をしていくということになっています。家計急変というのは、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したというような状況を指しておりますので、それ以外の理由においては対象にはならないということになります。以上が制度の概要となります。

それでは、今日の資料のほうに戻っていただければと思います。修正後の部分についてです。今1番から3番まで説明させていただきましたが、4番の確認書及び申請書の提出期限というところなんです。まず、1番というのは非課税世帯のプッシュ型のほうです。これは、こちらのほうが確認書を発行した後、3か月以内に確認書を返送していただくという提出期限がございまして、それから、家計急変については、令和4年9月30日までということになっております。

それから、5番の予算についてなのですが、こちらについては計算式をもう国のほうから提示されておまして、これに基づいて計算するというようになっております。事業費というのは、これ給付金そのもの、1世帯当たり10万円ということですが、これについてはこの4,187世帯というのが対象になっているということになっています。この下の枠を見ていただくと、どうやって計算したかということところですが、三芳町の世帯数に23.3%を掛けなさいという国の指示がありましたので、3,913世帯、家計急変世帯についてはこの非課税対象者3,913世帯の7%、274世帯で、合わせて4,187世帯が対象となります。

それから、事務費についてなのですが、こちらについてはおとし実施した特別定額給付金の決算額の60%ということで、この金額が上限のようなものになっております。一つ一つ見ていくと、報酬、これは会計年度さんを雇用するということで240万円で、7人ほど見込んでおりますけれども、当初やはり今までの給付金をずっとやってきた中で思うのは、1か月が非常に多いかなと思うので、ここに集中させる人数も確保しておきたいというふうに思って、7人ということになっています。それから、職員の時間外勤務手当、これについては時間外に入力等の作業が追いつかない場合、前回の特別定額給付金でも職員のほうを動員してやっていただいたということがあります。それから、共済費、旅費というところで、次のページがちょっと修正があって大変申し訳ないのですが、需用費と、それから委託料のところちょっと入り繰りがございまして、まず需用費、消耗品については消耗品を買う金額なのですが、これバンダーのほうで確認書を印刷したりする部分については、電算処理費のほうに持ってきたという形になっておりますので、需用費については事務消耗品のみとなります。それから、役務費の中で郵送料というのは、これは簡易書留で送りなさいという指示がありますので、簡易書留の費用でございます。それから、あと振込の手数料、それから委託料については先ほどの需用費が入っておりますので、167万7,000円ということになっています。ちょっと費目のほうを書いて細かくなってしまったのですが、福祉課のほうで所管する部分については専用電話の設置で20万円を見込んでおります。そのほかについては、バンダーのほうで全て対応するものですので、こちらのほうで取りまとめて、総務管理費、電算処理費、住民サービス事業の部分で対応していくということになっております。そのほかこの事務機器借上料ということですが、今回この給付金の事務を7階のそちらの場所、元ハーモニーがあった場所、あそこで事務室を構える予定になっておりますので、そこでの事務機器の借り上げの料金ということで見込んでおります。

それから、支給までのスケジュールということですが、現在のところバンダーのほうからは1月の末または28日ぐらいまでにシステムを提供したいということで、今開発していただいているようなのですが、これが早くなったり、その時期になったりということで流れが変わってくるのですが、現在のところまだシステム提供についてははっきりした日付が示されておりません。ただ、どれぐらいかかるのかというおおよその目安をここに記させていただきました。まず、先ほど申し上げたように、12月10日に住民登録のある人の抽出に、システム提供いただいてから約1週間ぐらいあれば抽出がかけられるのではないかと。それから、簡易書留によって世帯主に確認書を送付するというのは、まず確認書を印刷したり、それから封入、封緘をしたり、それからその中で対象外の世帯のチェック、転居とか死亡とかというのを全部拾っていくというような作業があります。その上で簡易書留で発送します。返ってきた確認書の内容を封筒を開けてシステムに入力して、口座に振り込み、それでお手元に届くまで約2週間ということで、大体一月前後、システム提供からかかるかなというところですが、ですから、1月の末頃にシステム提供があると、大体

お手元に届くのが3月前後ということを想定しております。

それから、家計急変については、これは世帯主の申出なので、こちらについてはやはり審査が必要になってまいります。主には、その世帯の中で課税者の場合は非課税と同等になる、その証拠の種類というか、証明書類というのを提出していただいて、そちらを精査していくということになるので、これがどのくらいの期間かかるかというのはちょっと分かりません。どうしても証明する書類が出ないという方については、申立書でいいというふうにQ&Aでは書いてありますので、この申立て内容を見て給付を決定していくというような形になっております。こちらについても決定からシステム入力、口座振込をして約2週間ぐらい必要になるということでございます。

それから、周知については、まず今現在は町のホームページで制度概要、この内閣府のチラシとか、そういったものを掲載させていただいて、現在準備中ですというような形で現在周知しております。それから、2月の広報についても、支給方法、相談窓口なんかも掲載するのですが、スケジュールがその掲載までに間に合うかどうかというところによっては内容が細かいのか、概要になるのかというところになってくると思います。それから、家計急変の方は特にそうなのですが、やはりなかなか情報が届かないということもあるので、各種生活困窮者の相談窓口とか公共施設のほうにチラシを設置させていただきたいと思っております。

それから、プッシュ型のほうはシステムが導入されればスムーズにいくのですが、家計急変者の申請の受付に関しては、基本的にシステムの提供のめどが立ってからというのは大前提なのですがけれども、家計急変と非課税がちょっと混乱する可能性もあるので、プッシュ型の給付が開始されて、確認書が返ってくる辺りぐらいから申請を受け付けようかなというふうに考えております。ですから、大体3月前後から受付開始にしないと混乱してくると。非課税でも申請して、家計急変でも申請していいのかとか、いろいろなことが想定されますので、少し時期をずらすことについては内閣府のほうのQ&Aでもそれは可能であるということを示されておりますので、時期をずらした形にさせていただきたいと思っております。

最後に、給付の事務については、先ほど申し上げたように、庁舎7階で予定しておりまして、福祉課が主担当で、必要に応じていろんな課に今ご協力をいただいて、環境をつくっているところでございます。

以上ですが、説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小松伸介君） 説明ありがとうございました。

では、ただいまの説明対しまして何か聞きたいことがあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） おはようございます。本名です。

家計急変世帯ということなのですがけれども、その基準、例えば何十%収入が減ったとか、あるいは収入が幾らになったとか、その辺りの基準の説明をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

基準については、先ほど申し上げたように、期間の中の1か月でも非課税相当になった、家計が急変したという方であれば、その状況が非課税に該当するかどうか。これはシステムの中で判断していく。もちろん国のほうからはどれぐらいが非課税世帯だというのが示されているので、それを取り込んだ形で判定してい

くということになります。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

その非課税世帯なのですけれども、国が示した計算式では23.3%ということなのですが、これはどういう根拠というのか、これは全国的なものなのか、ちょっとお願いします。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

これは、基本的に全国の市町村に対して統一的に示された数字でございますので、国のほうで示した数字ということになります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それで、実際受け付けて、給付を行った結果、例えばこの23.3%を超えてしまったというような場合、この国の予算ではそうすると必然的に足りなくなってしまうかと思うのですが、その場合国のほうからその後補填されるのか、あるいは逆に給付世帯が少なかったら、後で国にお返しするのか、そのお金の動きについてお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） こちらもQ&Aのほうに同じような質問がございまして、国のほうとしては予算の範囲内で対応するというようなコメントが書いてあります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

予算の範囲内ということは、足りなくなった場合は、その中でやりくりというか、やりくりするようになるのでしょうか、足りない場合は町の持ち出しというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えします。

確かにそのQ&Aの言葉は非常に不安を覚える言葉であるのですけれども、個別にやはりお願いをしていくということしかないかと思うのです。恐らく全国の自治体の中で予算が余ったり、足りなかったりというのは当然出てくるかと思えます。ですから、全てこれからこの事業に関して今までやったことのないような事業なので、いろんなことが起き得るかと思うのですが、その都度国や県のほうに相談しながらやっていくしかこれはないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今の質問で、家計急変世帯のところ、1か月でも住民税の非課税相当になればとあったと思うのですけ

れども、住民税の均等割のほうで非課税で、これ年間を通してやると思うのですけれども、その1か月でもというのはどういう計算になるのですか。

○議長（小松伸介君） 西山副課長。

○福祉課副課長（西山大介君） 基本的には、収入が下がった1か月分のところの給料とかを掛ける12か月するという形になります。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

給与所得者とか、そういうものであれば明細とか出るかもしれないのですけれども、個人事業主とか、そういった場合の資料とかというので、そもそもそこまで出せるかどうかというのが出てくると思うのです。その1か月であると、そうすると均等割の部分も12分の1ということになるわけですか。総額が幾らになると、均等割が非課税になるから、その分の1か月で見ると12分の1を見て、それでいいという。ちょっと計算がややこしくて、一般の人だと絶対分からないと思うのですけれども、どうやって進めていくのか、聞いていいですか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 正直言ってこれやっていないので、何とも分からないのですけれども、現在出ている国の資料と、それからベンダーのほうで今つくっている判定システムがどのようにするかというのを作動チェックとかして、確認していくことになると思います。ただ、今申し上げたように、1か月でも少ない、家計が急変して少ないというのが、年間に換算すると非課税ぐらいになるというようなことは、国のほうで示されているやり方ということになるので、それで判断していくしかなく、もしくは証明する書類がなければということですが、先ほど説明の中でも申し上げたとおり、これはもう申立書でやっていただく。証明書類なしでというようなことがQ&Aにも書かれているので、かなり判断というのは、基準はというふうにおっしゃられると、なかなかそこ難しい部分がある、そういう制度だと今のところ認識しています。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それをどうやって住民の方に伝えるかというところが問題だと思うのですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 基本的には、ご本人が家計が急変した、生活が大変だ、それがコロナの影響だということであれば、まずご相談に来ていただくと。ご相談に来ていただく中で、こちらも一つ一つ丁寧に対応していくしかない。その中では、家計急変を示すような書類が、こういうのはないですか、ああいうのはないですか。これは、やってみないとどういうものを求めていくか分からないのですけれども、その基準を証明できるようなものがないかどうかというのを確認していきます。それで、それでもないという場合については、国のほうでは申立書でも構わないということなので、それを見て、申出どおりというふうに捉えるしかないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、その入り口のところでどうやって住民の方に伝えるかというところで聞いているのですけれども。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 恐らく今のお話でいくと、どう伝えるかという、多分伝えれば伝えるほど非常に複雑で分かりづらくなると思うので、やはり体感として、住民の方が家計が急変したと思ったときは、遠慮なく相談くださいというふうに言うしか恐らくないのです。個別で多分いろんな事情があって、今回の非課税のプッシュ型のほうは非常に分かりやすいのですけれども、家計急変という制度がこの12月に通知があって、なかなか実施要領を見ても、Q&Aを見ても、細かいところまで私たちも読み解けない部分があると。ただ、これが稼働していくにつれて、Q&Aがどんどん追加で出てくるとか、それから今言ったような確認をしていくとかということになります。ですから、今菊地議員のおっしゃったように、どういうふうに周知するかというのはあまり細かいことを伝えると膨大な量になると私は思うので、まずその家計急変という言葉でご心配のある方、それから当てはまるなと思う方についてはご相談いただきたいというところに重点を置きたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、それを例えばネットでやるとか、広報みよしでやるとか、そういう媒体だけを使ってやるのか、あとは人づてで伝えていくのかというところで知りたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

的確に分かりやすい表現が国のほうから示されたり、他の自治体を見てあれば、追加してホームページとか、それから広報でもお知らせはしていきたいというふうに思います。基本的には、今考えているのは、周知についてはホームページ、それから広報、そして対面でやるとすれば困窮世帯の相談を受けている社協であるとか、そういったところで相談が上がってくるような形で対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。大変にありがとうございました。担当課の皆様のまた業務の部分が複雑で大変かなと思いながらお伺いしておりましたけれども、プッシュ型のほうでちょっとお伺いさせていただきます。

これは、書類を町のほうから送っていただき、返信してくださいと、このようにありますけれども、郵送されたその方の状況によって、理解の部分、返信をする部分の課題がある場合も想定されるかなと思うのですが、返信がなかった場合どのように町で対応されるのか、お伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

こちらについては、やはり返信のない方については確認をまた郵送でするなり、連絡先が分かっている場合は連絡先に連絡をするなりで、とにかく確認書の返送漏れがないような形を最大限努力はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。また、そこを支援していただけるということでお伺いして、安心いたしました。

もう一点は、国民一律の特別給付金がありましたときに、マイナンバーカードの申請と後の申請、アナログのほうのこの申請とで二重申請が発生したケースがあったかと思えますけれども、今回先ほどの説明でいきますと、プッシュ型のほうと急変世帯のほうとの混乱が生じないように、時間差もつけて実施をされるということでお伺いをしましたけれども、システム上のこの処理の中で二重になっていますよということがきちんと分かるようなシステムということでよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 前回はそうなのですが、システムについては出てきたものを確認して、二重になっているというチェックはしたいというふうに思っております。ただ、どういうシステムが提供されるか分からないのですが、その辺りがきちっとチェックできるような形の体制は取りたいと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

そして、最後に家計急変世帯に関しては、先ほども複雑な取組ということでのお話はあったわけなのですが、家庭の状況がさらに複雑で、世帯主と扶養を受けている者がもしかすると一緒に住んでいない、籍はあるけれども、一緒に住んでいないというようなケースもあるかもしれない、本当に困られた場合は確認なのでございますけれども、福祉課にご相談に上がれば、どういう形が取れるのかという相談に乗っていただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

基本的には、個別に対応はさせていただきます。ただ、前回の特別定額給付金でもあったのですが、家庭内においていろいろと複雑な事情がある場合というのは、なかなかそこまでが反映できないということもあって、非常に心苦しい部分もあったのですけれども、例えばDVの場合についてはDVで避難しているというのが明確であれば、これは別世帯としてその世帯が非課税であれば給付するというようなことをやるようにとQ&Aでも示されていますので、やはり個別によって対応はしていきます。ただ、本当に皆さんの思いがきちっと反映できるかどうかについては、その家庭、家庭の事情を拝見していくということになると思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

すみません。先ほど来出ています家計急変世帯についてなのですが、とにかく窓口のほうに相談に来てくださいということなのですけれども、いろいろ複雑な事情、あるいは非課税世帯になってしまった資料の提示とか、最後は最終的には申立書ということなのかもしれませんけれども、いろいろ難しい問題なので、もしかしたら私が懸念しているのは、職員の方の、住民と対応した職員さんによって判断が違ってしまったり、あるいは自治体間での判断が違っていたりということはないのかなのか、お伺いしたいのですが。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

まず、庁舎内、庁内においては基本的に決裁をする者と、それから相談職員のほうから上がってきたものということで、必ず1人の意思でその方が対象になるとかならないとかという判断にはならないシステムになっています。ただ、個別の事情をどう酌むかというのは、もうこれはどう考えても客観的に見られるものではない。制度がそもそもがそういうことですから。ほかの自治体との差が出るかでないか、これもまた主観なのです。ですから、何をもちょうと明確な判断基準かというのは、恐らくどこにも存在しないというふうに思っていますので、私たちがやれる範囲でやるしかないというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございました。

本日にちょっと基本的なところでお伺いしたいのが、世帯全員の方の住民税均等割が非課税ということなのですけれども、例えば1軒の家の中には例えば高齢者と、あと若い方が一緒に住んでいるけれども、例えば世帯を分離しているだとか、そういう場合はきっと高齢の方が非課税であれば対象になるのかなと思うのです。例えば分離世帯にはしていないけれども、扶養に入れていない。高齢の方は年金もなく、若い人たちとは一緒に住んでいるのだけれども、若い人たちの扶養に入っていないというような、そういう場合にはどういうふうになるのでしょうか。それも1軒の家として見られるのか。高齢者だけはきっと非課税だと思うのです。そういう形で見えていくのか、それを教えてください。

○議長（小松伸介君） 福祉課主任。

○福祉課福祉支援担当主任（滝澤 司君） 滝澤です。おはようございます。

まず、世帯の見方については、住民登録上の世帯で見ますので、その中で非課税の方がいたり、課税の方がいたりという場合はあろうと思います。ただ、住民登録上の世帯で1人でも課税者がいた場合は対象になってこないという認識でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 分かりました。

そうしますと、一緒に住んではいるけれども、世帯分離をきちっと届出をしているところは対象になるけれども、ただ扶養に入っていないとか、そういうところは1軒で見られるということで、1人でも課税の方がいれば対象にはならないということで理解をさせていただきます。よろしいでしょうか、それで。

○議長（小松伸介君） 福祉課主任。

○福祉課福祉支援担当主任（滝澤 司君） 滝澤です。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。

町のほうから確認書を送付するわけなのですけれども、この送付というのは1回に3,913世帯のほうに送付するのか、その辺についてお伺いします。

○議長（小松伸介君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（西山大介君） 1回で送付させていただきたいと考えております。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、送付された方はいいと思うのですが、我が家も送付されるような対象の世帯だというふうに感じた人が、町のほうに、ほかの人はそういうふうを送付されたのだけれども、我が家には送付されていないのだけれども、状況は似ていると思うのですが、そういう問合せとかあった場合はどうするのか、お伺いします。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

恐らくそういうこともたくさん出てくると思うのです。恐らくそういう事例で出てくる、想定されるのは、非課税世帯、それぞれは非課税なのだけれども、例えばおじいちゃん、おばあちゃんがいて、息子さんが2人も扶養に取っていると。息子さんは課税者であると、こういった場合は対象にならないということになるのです。ですから、それがどう判断していくかということになるのですけれども、いずれにしてもその方々のご相談は受けていくというようなことは考えたいと思います。恐らくそういう問合せもたくさんあるということは想定しております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

ここにも先ほどからあるように、同一世帯の全員が非課税ということになっているので、その人数が3,913世帯を超えるのか超えないのか、その辺についてはどういうふうになっているのか、お伺いします。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えします。

これについては、まだ抽出かけていないので、何とも言えないところですが、国のほうが示しているものがこういうものなので、結果として何世帯上がってくるかというのは、これからシステムが入ってきて抽出をかけてということになります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、先ほどからありましたように、ここに書いてあるのは同一世帯の全

員がというふうに書いてありますので、そこを中心にするのでしょうかけれども、人数制限があってしまうので、同じ内容ならば当然それは受けられるというふうに考えていいわけですね、同じ条件ならば人数制限あるけれども、それは受けられるということで。そういうふうに捉えていますけれども、そういうことでよろしいのですね。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） ちょっと今人数制限というのはどういうことをおっしゃっているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ごめんなさい。国のほうで先ほどもありました23.3%の3,913世帯というふうになっているので、それをもしそういった世帯が増えた場合は、当然先ほどからありましたけれども、町負担でやっていく。それはかなり難しいというふうに捉えているのですけれども、実際にそういう状況があったときはどう対応するのか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 同じような状況だと思うのですが、今ご心配いただいたように、私たちも最大限努力して、県を通じて国のほうに予算が不足した場合にはお願いをしていこうと。正当な理由がある場合には、恐らくこれはもう国で決めた制度なので、いけると思うのですけれども、それは対応していきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まず、この給付金の給付事業自体が、これ多分今年度、令和3年度では終わらないと思うのですけれども、それに関しては繰越しで行うということでもよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（西山大介君） 議員さんのおっしゃるとおり、繰越しのほうもさせていただきたいと考えております。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） そうすると、先ほどの質問で、例えば増減によって町のほうで国からのお金が余ってしまった、もしくは足りなくなってしまったというのは、国の予算内で対応するということでしたが、繰越しをかけるということは、それが確定するのは令和4年度末まで分からないということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 基本的に予算のほうを繰り越して執行した部分と、それから繰り越す部分と出てくると思うのですけれども、それについては基本的に制度上、9月30日で締め切って、給付決定は12月末までというふうにされているので、その上で精算をこれからすることになるかと思うのです。令和4年の12月で閉めた段階です。ですから、そこ以降で足りる足りないというのは出てくるかと思えます。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 例えば三芳としては足りた。大分余ったという場合、最終的には精算するということは国に返却するようなのか、そこら辺の指針はもう出ているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） まだ決定して幾ら来るとかというのが、基本的に補助金の場合は給付決定があって、いついつまでに幾ら振り込みます。振り込んだものが、もし給付決定が受けたものが余るようだったら返してくださいというのは、そこの事業を閉めて、実績報告を出して、その結果発生する話。ただ、その前にうちのほうでもう事業費がどうしても足りないのだというのであれば、途中の見込みで県を通じて国のほうにも確認はしていきたいというふうに。ほかの例えば補助金なんかだと、途中、途中で執行状況の報告、これもそうなのですが、執行状況の報告がありますので、国のほうでも足りている、足りていないは分かるはずなのです。ですから、そこを通じて相談していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

山口副議長。

○議員（山口正史君） ご説明ありがとうございます。

まず最初に聞いておきたいのは、この確認書等を送付したりするのは、あくまでも世帯主に対してということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） おっしゃるとおりです。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 一番危惧しているのは、DVが発生している場合です。それはどういうふうに対処するのか。例えば世帯主がDVの張本人だとして、世帯主の口座に振り込まれるのはとんでもないと思っている方がいらっしゃった場合、可能性としてあると思うのですが、その場合どうされるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） DVは、前回もやはりいろいろ問題があったのですが、まず世帯主のところへ送るというのは、DVの加害者であれ、そうでないことであれ、これはこれで送ることになっています。DVで避難しているという方がいらっしゃれば、そこから申請をしていただいて、これを世帯として見ていくというようなことが書いてありますので、分かれていればということなんです。ただ、DVとしてきちっと手続を取っているとか、そういう条件も必要になるのですが、ただその辺りがまだ指針のほうが出ていませんので、この後出てくるかと思えます、国のほうから。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

ほとんどの場合シェルターという可能性、避難ですね、というのは少ないと思うのです。やっぱり内部で抑え込んでしまっている。表に出てこない。だけれども、実質はそうだとすることで、町に相談をしたいといった場合に、そういう相談を受けますというような、DVに対して被害想定というか、被害の身に覚えのある方はご相談いただきたいとか何とかと書くのもちょっといかがなものかなと思うので、その辺に対する周知というか、どうされるのかなと思うのですが。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 恐らく前回の特別定額給付金でもさらっとDVのことは書いてあってはいたと

思うのですけれども、基本的にDVの相談というのが前回もやはり何件かありました。そのときはきちっと総務課のほうのDV担当におつなぎして、まずDVとして手続を取っていただくと。それによって給付ができるということもあります。そういうことで、世帯主と離れて暮らす人については相談をいただいて、給付をしていきたいというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今の質問に関連して1点お伺いしたいのですけれども、前回のとき、総務課のほうにそういうご相談が何件あったということで今ご説明いただいたわけなのですが、その前回の方には逆にプッシュ型でお知らせをするということがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 基本は世帯というのがベースになりますので、その後、その方が世帯を分けてDVで避難をされている場合には、その避難地で申請をしていただくことになるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で協議事項（1）のほうを終了させていただきたいと思えます。

担当課の皆様、説明ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前10時15分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前10時16分）

◎国の補正予算等に係る町の対応の検討状況について

○議長（小松伸介君） 続きまして、協議事項（2）、国の補正予算等に係る町の対応の検討状況についてということで説明を求めたいと思えます。

財政デジタル推進課長、お願いいたします。

○財政デジタル推進課長（西島脩平君） おはようございます。本日、国の補正予算等に係る町の対応の検討状況についてということで発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。これからご説明させていただきたいと思えます。ちょっと資料のほうは特段用意してございませんけれども、口頭で概略のほうをご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

先ほど住民税非課税世帯等への10万円給付について先行して対応させていただくということでご報告させていただいたところでございますけれども、その他の国の補正予算等に係る町の対応の検討状況について引

引き続きご報告をさせていただきます。

まず、学校の施設、具体的には中学校のトイレの改修でございますけれども、これについては令和4年度から複数年かけて実施する予定で、現在設計までが完了している状況でございます。ただ、今回財源として予定してございました学校施設環境改善交付金について、国のほうで予算を前倒しで確保するというお話がございまして、自治体においても同じく前倒しでの執行というのを求められてございます。令和3年度予算で交付を受けるための条件として、同年度内での着工が条件とされてございまして、こちら現在の概算の工事費ですと工事請負契約が議会の議決事件に当たることから、そのスケジュールを考慮しますと、臨時会でのご審議をお願いし、可決いただけた場合は3月議会に契約議案を追加提案したいと考えてございます。

続きまして、保育士等の処遇改善についてでございます。国において保育士等について、令和4年2月から令和4年9月分の給与について3%相当、月額約9,000円ほどになるのですが、この賃上げを図るための補助を予算化してございます。算定方法など詳細は確認中でございますけれども、当町においても予算化が必要となりますので、これについても臨時会でのご審議をお願いしたいと考えている状況でございます。

次に、学校における感染症対策消耗品等の購入支援についてでございます。こちら補助率は2分の1とされてございまして、実は昨年度の3月議会でも同様の補正予算を措置させていただいてございますけれども、今年度においても同様に3月議会でのご審議をお願いしたいと考えている状況でございます。

次に、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。今年度の補正予算においても、2度にわたり予算化をお願いしたところでございますけれども、今回の国の補正予算でも追加交付がされる予定となっております。こちらについて事業内容をこれから検討させていただくところでございますので、令和4年度当初予算、あるいは補正予算での対応を今のところは考えているところでございます。ほか国の補正予算の関係ではないのですが、新型コロナウイルスワクチンの接種対象年齢を5歳から11歳までに拡大することについて、現時点の情報ではございますけれども、1月の下旬に国の審議会が予定されております。あくまで現時点の情報ということになるのですが、その審議会後に関係法令を改正して、令和4年の3月から接種を開始するというお話がございまして、もちろん国の動向を注視しながらではございますけれども、臨時会でのご審議をお願いしたいと考えてございます。

以上が、現時点で把握している限りのでございますけれども、国の補正予算等に係る当町での対応の検討状況でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 説明ありがとうございました。

では、ただいまの説明に対しまして何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 1点だけちょっと。

先ほどコロナウイルスの地方創生臨時金なのですが、おおよそのくらいの金額が国から町に来る予定か、金額がもしおおよそで結構です。

○議長（小松伸介君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（西島脩平君） 細かい金額はちょっと手元に用意してこなかったのですが、本年度の5月の臨時会で補正させていただいたのが9,000万円ほどあったのですが、今回も9,000万円

を超える金額が追加交付の予定となっております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

2点目にご説明をいただいた保育士の処遇改善の件なのですが、町としては大規模、小規模、小さなところも全て含めて保育士資格をお持ちになっている方全てが該当するようなイメージでよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（西島脩平君） 算定方法については、現在詳細確認中というか、国から随時資料が下りてきているところですので、確認中というところなのですが、先行して来た情報によりますと、処遇改善加算というのが現在公定価格の中にあるのですが、その処遇改善の対象職員数相当について9,000円、約9,000円の賃上げを乗じた金額というのですか、というような計算方法になるということは伺っております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（西島脩平君） 先ほどの福祉課の説明の中で、明確にお話ししていなかったのですが、ここでちょっと補足させていただきますけれども、今回専決処分をさせていただきたいというところでお話をさせていただいたところで、ご理解をいただけるということであれば、本日付で専決処分の予算書のほうを作成させていただいて、処理をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） では、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようであれば、以上で協議事項（2）のほうも終了とさせていただきます。

財政デジタル推進課長、大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前10時24分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前10時25分）

◎その他

○議長（小松伸介君） 協議事項のほうは終了いたしましたので、4のその他に移らせていただきます。

何か皆様からございますでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 議会運営委員会からですけれども、3月定例会、予算審査行いますので、また予算審査に必要な資料等請求があれば、1月20日の午前中までに事務局に提出をお願いしたいと思います。その後で正副でいろいろ調整して、提出をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの件は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、事務局は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 自分のほうもないのですけれども、今日は臨時で全協ということでやらせていただきました。1月の18日の火曜日にも一応全協ということで協議事項があれば予定どおり行わせていただきたいと思いますので、ちょっと今月は2回になってしまっ大変申し訳ないのですけれども、また予定のほうをしておいていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、なければ以上で全員協議会を終了とさせていただきます。

事務局にマイクをお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては山口副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（山口正史君） 年明け早々お集まりいただき、ありがとうございました。

今日臨時の全協ということで、来週の18日には定例の全協がございますので、よろしくお願いいたします。また、オミクロン株、ご存じのとおり、大分拡大してしまっ、一説によるとあるシミュレーションでは3月1日に東京の感染者は5万人になるというような話も出ていますので、3月議会が万が一にも議員の方、感染するようなことのないように、徹底した感染対策をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午前10時27分）